

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 17 日

福岡地方裁判所直方支部

裁判所書記官 名和田 駿 介

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 8 日から 令和 8 年 10 月 15 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 22 日 午前 10 時 00 分 場 所 福岡地方裁判所直方支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 12 日 午前 9 時 30 分 場 所 福岡地方裁判所直方支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 17 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



913

物 件 目 録

1 所 在 鞍手郡鞍手町大字中山字三池

地 番 3 9 2 3 番 9 0

地 目 宅地

地 積 4 8 1 . 4 2 平方メートル

共有者 A 持分 1 2 分の 1

共有者 亡 B 相続財産 持分 4 分の 3

共有者 C 持分 1 2 分の 1

共有者 D 持分 1 2 分の 1

2 (一棟の建物の表示)

所 在 鞍手郡鞍手町大字中山字三池 3 9 2 3 番地 9 0、3 9
2 3 番地 9 1、3 9 2 3 番地 9 4、3 9 2 3 番地 9 5、
3 9 2 3 番地 9 6

構 造 木造スレート葺平家建

床 面 積 3 0 0 . 7 9 平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 中山 3 9 2 3 番 9 0

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺平家建

床 面 積 7 8 . 4 1 平方メートル

共有者 A 持分 1 2 分の 1

共有者 亡 B 相続財産 持分 4 分の 3

共有者 C 持分 1 2 分の 1

共有者 D 持分 1 2 分の 1



職権により売却基準価額変更

決定年月日

令和8年8月25日

物件番号	前回の売却基準価額	今回の売却基準価額	一括売却
1,2	1,790,000	1,250,000	一括
1	1,220,000	850,000	
2	570,000	400,000	
(備 考)			

物 件 明 細 書

令和 8年 4月 14日

福岡地方裁判所直方支部

裁判所書記官 矢ヶ部 博 之

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 鞍手郡鞍手町大字中山字三池

地 番 3 9 2 3 番 9 0

地 目 宅地

地 積 4 8 1 . 4 2 平方メートル

共有者 A 持分 1 2 分の 1

共有者 亡 B 相続財産 持分 4 分の 3

共有者 C 持分 1 2 分の 1

共有者 D 持分 1 2 分の 1

2 (一棟の建物の表示)

所 在 鞍手郡鞍手町大字中山字三池 3 9 2 3 番地 9 0、3 9
2 3 番地 9 1、3 9 2 3 番地 9 4、3 9 2 3 番地 9 5、
3 9 2 3 番地 9 6

構 造 木造スレート葺平家建

床 面 積 3 0 0 . 7 9 平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 中山 3 9 2 3 番 9 0

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺平家建

床 面 積 7 8 . 4 1 平方メートル

共有者 A 持分 1 2 分の 1

共有者 亡 B 相続財産 持分 4 分の 3

共有者 C 持分 1 2 分の 1

共有者 D 持分 1 2 分の 1

令和7年(ケ)第9号
令和7年11月13日受理
令和8年 1月 13日提出

現況調査報告書

福岡地方裁判所直方支部

執行官 馬 場 敏 幸 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 鞍手郡鞍手町大字中山字三池

地 番 3923番90

地 目 宅地

地 積 481.42平方メートル

共有者	A	持分12分の1
共有者 亡	B	相続財産 持分4分の3
共有者	C	持分12分の1
共有者	D	持分12分の1

2 (一棟の建物の表示)

所 在 鞍手郡鞍手町大字中山字三池3923番地90、3923番地91、3923番地94、3923番地95、3923番地96

構 造 木造スレート葺平家建

床 面 積 300.79平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 中山3923番90

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺平家建

床 面 積 78.41平方メートル

共有者	A	持分12分の1
共有者 亡	B	相続財産 持分4分の3
共有者	C	持分12分の1
共有者	D	持分12分の1

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ 鞍手町 町長	本件建物の直近の水道供給契約内容は次のとおりです（要旨を記載）。 契約者氏名 E 水道検針は令和2年12月26日～令和3年6月30日まで実施しています。
■ 共有者亡B 特別代理人X	本件土地建物の占有等については調査中です。
■ 共有者C, D	縁戚の相続のため、本件土地建物の占有・権利関係等については不明です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

(接道等)

- 本件土地は、公図のとおり、鞍手町所有の道路（地番３９２３－３３０，３９２３－８８）に接道している。

(形状等)

- 本件土地には現地復元性を有すると思われる図面が存在しない。
本件土地と隣地との境界と思われる付近には境界等を示す境界紙等の徴憑は認められず、本件土地と隣地との境界は不明確である。

(占有等)

- 本件建物の占有関係は、関係人の陳述及び立入調査の結果から、２枚目のとおりと認めた。
なお、本件建物内には第三者の占有を窺わせるものはなかった。

(その他)

- 本件建物はかなり古い建物（築年月日不明、法務局及び固定資産にかかる建物図面は存在しない。）であり、老朽化が著しい。
本件建物内を調査する際には床が抜けそうな箇所があり、また、写真⑥のとおり天井が落下している箇所があった。
- 登記記録上では、本件建物の敷地である土地（目的外土地、地番３９２３－９１，３９２３－９４，３９２３－９５，３９２３－９６）には、本件建物を含む建物（家屋番号 中山３９２３－９０－２，中山３９２３－９０－３，中山３９２３－９０－４，３９２３－９０－５，以下「目的外建物」という。）が存在している。
現況は、上記目的外建物のいずれかの建物が、本件建物と壁を共有していわゆる長屋を構成して存在している。
目視上、本件土地には長屋である本件建物部分のみが存在しているようであるが、本件土地と目的外土地（地番３９２３－９１）との境界が不明確なので目的外建物（他の長屋部分の建物）が本件土地に入り込んでいる可能性を否定できるものでもない。
なお、上記目的外建物のそれぞれが地番と家屋番号の建物が一致していない可能性があることから本件土地上に存在している可能性のある目的外建物が、上記の目的外建物のどの家屋番号の建物なのかは判然としなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R 7年 11月14日 (金) 17:20 - 17:30	執行官室	ライフライン調査 (水道)
R 7年 11月14日 (金) 17:30 - 17:40	執行官室	建物図面請求
R 7年 11月17日 (月) 12:50 - 13:40	物件所在地	現地特定, 写真撮影 在宅依頼書投函, 特別代理人 X への電話
R 7年 11月17日 (月) 13:50 - 14:10	福岡法務局 直方支局	公図, 地積測量図, 建物図面等の調査
R 7年 12月16日 (火) 11:10 - 11:55	物件所在地	立入調査, 写真撮影
R 7年 12月26日 (金) 8:40 - 8:50	執行官室	占有状況等について共有者らに文書照会
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 解錠技術者及び立会人を同行して臨場した。 ☒ 令和7年12月16日 目的物件入口は施錠されていたので, 立会人Yに立会わせて, 解錠技術者に解錠させて本件建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注)チェック項目中の調査結果は,「☒」の箇所の記載のとおり



別紙のとおり

(複写機により作成)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在地	鞍手郡鞍手町大字中山	地番	3923番90
縮尺	1/1000	補記事項	以下余白	

これは地図に準ずる図面の写しである。

福岡法務局直方支局
登記官

令和 7年11月17日

公用

(6枚目)

A4判に縮小

鞍手 J 21

福岡県鞍手郡鞍手町地籍図

- イ 3920-2 (2/2) 宅
- ロ 3923-11 (2/2) 宅
- ハ 3923-293 (2/2) 宅
- ニ 3923-4 (2/2) 宅
- ホ 2997-24 (2/2) 宅
- ヘ 2997-16 宅
- ト 3024-25 宅
- チ 2997-35 宅
- リ 3923-285 宅
- ヌ 1606-5 (2/2) 宅
- ル 1606-18 宅
- ロ 3922-86 宅
- リ 3923-106 宅
- ハ 1606-42 (2/2) 宅
- ニ 1606-47 (2/2) 宅
- ホ 3923-182 (2/2) 宅
- ヘ 3923-187 (2/2) 宅
- ト 3923-192 (2/2) 宅
- チ 3923-285 宅
- イ 2997-27 宅
- ロ 1606-61 宅
- ハ 1606-49 宅
- ニ 3923-5 宅
- ホ 3923-201 宅
- ヘ 3923-305 宅

北
+88.27294
+87.5

新
-30.22059
旧
-30.0

10 11 +87.9/-30.0

登記年月日：昭和56年10月13日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年11月17日 福岡法務局地方支局

登記官

A4判に縮小

(8枚目)

請求番号：9-1

507868

平成26年10月13日登記

前地 3923-95 後・新
地 番 3923番95・同番96

地積測量図

土地の所在 鞍手郡鞍手町大字中山字ミツ池

座標面積計算

3923番96

点	X	Y	$X_n - X_{n-1}$	$Y_n - Y_{n-1}$	$(X_n - X_{n-1}) \cdot Y_n$
1	11.10	0.00	0.00	0.00	0.00
2	0.00	11.10	0.00	11.10	0.00
3	11.10	11.10	11.10	0.00	123.21
4	0.00	0.00	-11.10	-11.10	0.00
Σ					123.21
PS					123.21
S					123.21

3923番95

点	X	Y	$X_n - X_{n-1}$	$Y_n - Y_{n-1}$	$(X_n - X_{n-1}) \cdot Y_n$
1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2	11.10	0.00	11.10	0.00	0.00
3	11.10	11.10	0.00	11.10	0.00
4	0.00	11.10	-11.10	0.00	0.00
Σ					0.00
PS					0.00
S					0.00

基準点	地積
1	ビーン杭
2	木杭
3	木杭
4	木杭



作製者

(昭和56年10月2日作成)

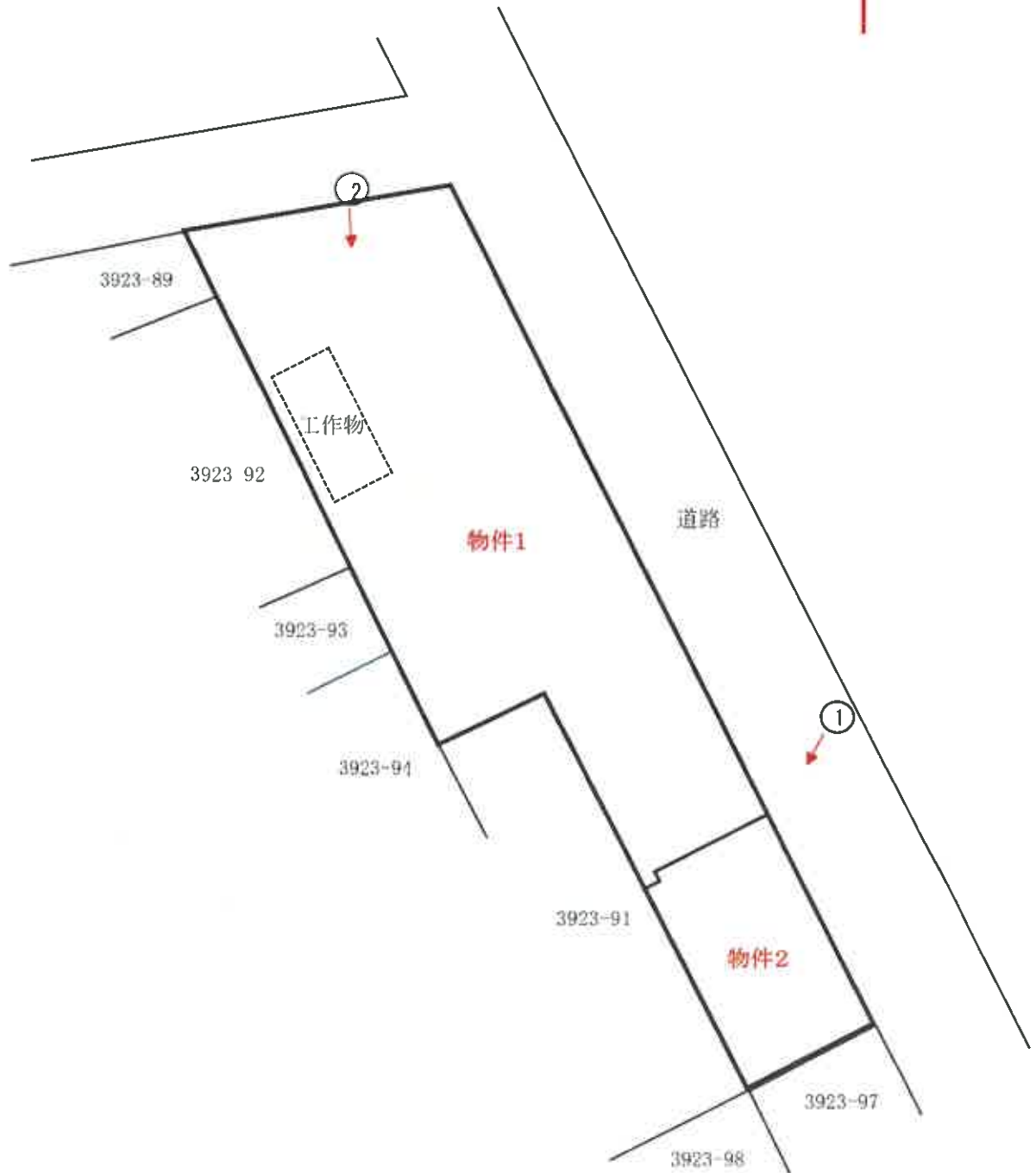
申請人

縮尺 1/250

J21

土地建物位置関係図

写真撮影位置方向



間 取 図



↑ 写真撮影位置方向

1階





No. 1

本件建物の外観を撮影

本件建物



No. 2

本件土地上の工作物を撮影

工作物



No. 3

本件建物の室内を撮影



No. 4

本件建物の室内を撮影



No. 5

本件建物の室内を撮影



No. 6

本件建物の室内を撮影

損傷箇所

令和 7 年（ケ）第 9 号
令和 7 年 12 月 16 日 現地調査
令和 7 年 1 月 13 日 評 価

福岡地方裁判所直方支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

川 村 勇 人 印

第 1 評価額

一括価格	
金 1,790,000 円	
内訳価格	
物件 1 (土地)	金 1,220,000 円
物件 2 (建物)	金 570,000 円

- ① 一括価格は、物件 1・2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 61 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については、原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	鞍手郡鞍手町大字中山字三池 3923 番 90 宅地 481.42㎡	特記事項のとおり
2	(一棟の建物の表示) 所 在 構 造 床 面 積 (専有部分の建物の表示) 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	鞍手郡鞍手町大字中山字三池 3923番地90、3923番地91、3923番地94、 3923番地95、3923番地96 木造スレート葺平家建 300.79㎡ 中山 3923番 90 居宅 木造スレート葺平家建 78.41㎡	同左
番号	特 記 事 項		
1	数量については、現地の状況や建物の配置等により正確に確認できないが、諸図面による概測の結果、登記地積と大きな差は認められないので、登記地積を採用して評価した。		
住 居 表 示	住居表示未実施		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通 (直線距離)	J R 筑豊本線「鞍手」駅の西方、約2.2km。 西鉄バス「中山西区」停留所の西方、約100m。 (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	鞍手町役場の北西方約1.6km前後のところに所在する既成住宅地域で、連棟式住宅（長屋住宅）が多く見られる利用状況にある。 なお、地域環境等が変化する要因はなく今後も現状維持で推移すると予測される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分	非線引都市計画区域
	用 途 地 域	第二種低層住居専用地域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	100%
	防 火 規 制	地域指定なし
	そ の 他 の 規 制	建物の高さの最高限度10m 立地適正化計画 居住誘導区域内
画 地 条 件	地 積	481.42㎡ (登記地積)
	形 状	やや不整形 (公図のとおり)
	間 口	約46m
	奥 行	約13m
	接 道 関 係	角地
接 面 道 路 の 状 況	北東側で幅員約5.7mの舗装町道（建築基準法第42条第1項の道路に該当。）と、北側で幅員約3.5～4.5mの舗装公道（建築基準法第42条の道路に該当するか否かは未判定）と各々ほぼ等高に接面。	
土 地 の 利 用 状 況 等	「現況調査報告書」記載のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : あり ガス配管 : なし 下 水 道 : なし（引き込み可） (注) 敷地内への引き込みを基準とし、「あり」とは引き込みが有る場合、「なし」とは引き込みが無い場合、「なし（引き込み可）」とは、接面道路付近に供給処理施設の配管が有り、通常の費用で敷地内へ引き込むことが可能な場合である。	
特 記 事 項	・ 現地調査、関係者等からの聴取及び官公署における公表資料を調査した範囲では、埋蔵文化財包蔵・土壌汚染をうかがわせる事実は認められなかった。 ・ 上水道は北東側町道に敷設された町水道管から共有の引込管を介して引き込まれている。 ・ 隣地との境界については、「現況調査報告書」記載のとおりである。	

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日（登記記載）：昭和41年以前 経 過 年 数：約 60 年 以上 経済的全耐用年数：約 25 年 経済的残存耐用年数：約 0 年
仕 様	構 造：木造平家建 屋 根：スレート葺 外 壁：鋼板 ほか 天 井：合板、ビニールクロス貼 ほか 床：合板、タタミ ほか 内 壁：ビニールクロス貼 ほか 設 備：電気、ガス、給排水設備 等
床面積（現況）	登記の増築並びに滅失部分はなく、登記上の床面積とほぼ同様である。
現 況 用 途 等	現 況 用 途：居宅 間 取 り：3DK（板の間付） （別添「間取図」参照。）
品 等	使用資材：やや劣る 施工状態：やや劣る
保守管理の状態	劣る（天井の損傷のほか、内外装の傷み・汚れ・摩耗等が観察され、老朽化が顕著である。）
建物の利用状況	「現況調査報告書」記載のとおり。
特 記 事 項	・建物に付属する各種設備については、動作確認までは出来なため、使用可能かどうか不明である。 ・本件建物は、本件土地及び目的外土地（3923番91、3923番94、3923番95、3923番96）の計5筆の各土地の上に、5つの専有部分の建物が存し、平面的区分された「一棟の建物」を構成する、いわゆる「縦割り型区分所有建物」である。ただし、前記のとおり境界が明確でないため、建物の境界と土地の境界が一致しない可能性がある。 ・登記事項証明書には建物の新築年月日の記載はないが、所有権保存登記が昭和41年2月であるため、少なくとも約60年以上経過しているものと推定した。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	15,000	0.72	481.42	0.70	3,640,000

【注】計算結果の数値は、万円未満を四捨五入した。（以下同じ）

ア 標準画地価格：基準地「鞍手（県）－1」の公示価格等を規準として査定した。

$$\begin{array}{ccccccccc} & \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 17,700\text{円/㎡} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{118} & = & 15,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標 準 化 補 正：補正要因なし 1.00

◇ 地 域 格 差：街路条件 接近条件 環境条件 行政的条件 地域格差
0.99 × 1.01 × 1.18 × 1.00 = 1.18

イ 個 別 格 差：形状 角地 規模やや過大 上水道の状態
0.95 × 1.01 × 0.90 × 0.98
下水道の状態 境界不明確 個別格差
× 0.95 × 0.90 = 0.72

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態、将来発生する解体費用、土地価格に
対する解体費用の水準等を考慮した。

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
2	130,000	78.41	0.01	100,000
合計				100,000

ウ 現価率：(査定)

物件 2 は建築後約 60 年以上を経過しており、建物の現状からみて既に経済的耐用年数を満了している。従って、残価率 5% を基本に建物の現状を考慮した観察減価法による補正 (-80%) を施して現価率を査定した。

$$\begin{array}{ccccc} & \text{残価率} & & \text{観察減価法} & \text{現価率} \\ \text{物件 2} & 0.05 & \times (1 - 0.8) & = & 0.01 \end{array}$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番 号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	3,640,000	0.30	法定地上権	1,090,000
計				1,090,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,640,000	－ 1,090,000		0.80	0.60	1,220,000
2	100,000	＋ 1,090,000		1.00	0.80	0.60
一 括 価 格 (合 計)						1,790,000

ウ 占 有 減 価 修 正 ： 修正の必要はない。

エ 市 場 性 修 正 ： 築年が古い連棟式住宅（縦割り型区分所有建物）であることを考慮した。

オ 競 売 市 場 修 正 ： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

基準地標準価格：基準地「鞍手（県）－1」

所在：鞍手郡鞍手町大字中山字唐ヶ崎3518番25

住居表示：住居表示未実施

価格：17,700 円/㎡（対前年変動率 0.0%）

価格時点：令和7年7月1日

地積：274㎡

地域の概要：中規模一般住宅が多い閑静な既成住宅地域

接面街路：西側幅員約5m 町道

供給処理施設：水道、下水

位置：JR筑豊本線「鞍手」駅の南西方、道路距離2.8km

用途指定等：非線引都市計画区域

第1種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）

第7 附属資料の表示

1 位置図	2 葉
2 土地・建物位置関係図	1 葉
3 間取図	1 葉
4 現況写真	3 葉

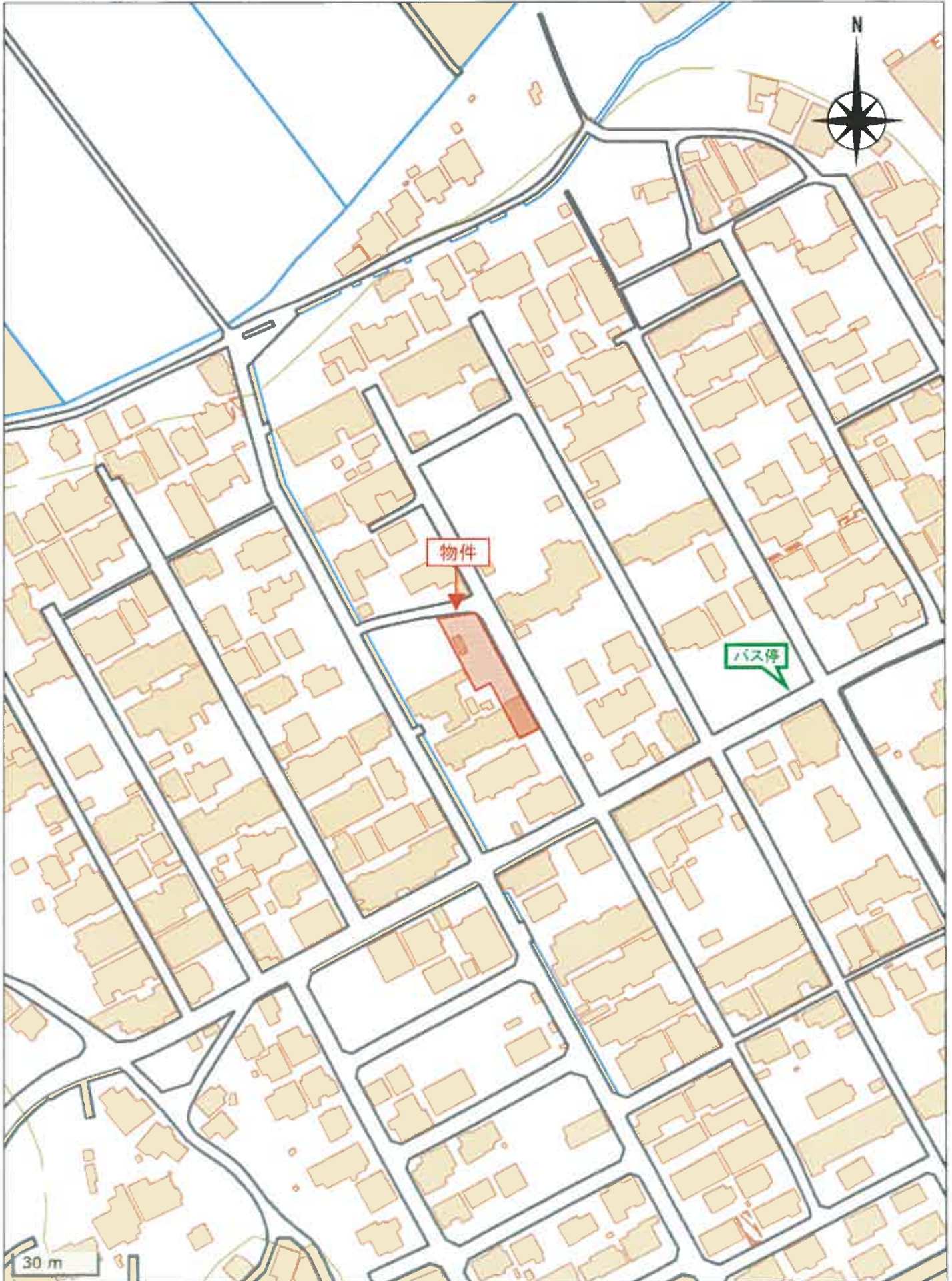
以上

B I T用は位置図のみ添付。その他は現況調査報告書を参照



位置図

地理院地図
GSI Maps



「国土地理院 電子地形図(タイル)」より引用

訂 正 書

令和8年8月18日

福岡地方裁判所直方支部 御中

評価人 川 村 勇 人

御庁における不動産執行事件 令和7年（ケ）第9号 について、評価書の表紙に記載した「評価」の日付を下記のとおり訂正いたします。

記

■令和8年1月13日評価

以上